



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年2月9日火曜日 第2139号

◇ 目 次 ◇
告 示

道路の区域変更（県道大三島環状線）.....	94
道路の供用開始（ " ）.....	94
道路の区域変更（県道大島環状線）.....	95
道路の供用開始（ " ）.....	95
道路の供用開始（県道桜井山路線）.....	95
道路の供用開始（県道桜井山路線）.....	95
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	96
道路の区域変更（一般国道379号）.....	97
道路の供用開始（県道美川小田線）.....	97
道路の供用開始（県道立石内子線）.....	97
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	98

公 告

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託.....98

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....99

正 誤

平成20年4月4日付け第1952号愛媛県告示第570号（開発行為に
関する工事の完了）中.....99

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸3418番2から 今治市上浦町瀬戸5002番まで	旧	メートル 7.8~10.5	キロメートル 0.108	
			新	13.0~21.0	0.108	
"	"	今治市上浦町瀬戸5361番3から 今治市上浦町瀬戸5405番4まで	旧	5.5~12.0	0.080	
			新	12.0~20.0	0.080	

○愛媛県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年2月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸3418番2から 今治市上浦町瀬戸5002番まで	平成22年2月9日
"	"	今治市上浦町瀬戸5361番3から 今治市上浦町瀬戸5405番4まで	平成22年2月9日

○愛媛県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄948番2から 今治市吉海町本庄950番2地先まで	旧	メートル 8.0～9.0	キロメートル 0.060	
			新	12.0～13.0	0.060	

○愛媛県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄948番2から 今治市吉海町本庄950番2地先まで	平成22年 2月 9日

○愛媛県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市国分四丁目甲593番5から 今治市国分六丁目甲512番12まで	平成22年 2月 9日

○愛媛県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市馬越町一丁目94番10地先から 今治市馬越町三丁目288番3まで	平成22年 2月 9日

○愛媛県告示第155号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 2月 9日

愛媛県松山保健所長 山本 しげ子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
 JAえひめフレッシュフーズ株式会社
 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18
 代表取締役 高橋 勉
- 2 事業場の名称及び所在地
 JAえひめフレッシュフーズ株式会社松山鶏卵センター
 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18
- 3 特定施設に関する事項
 洗浄施設（洗卵機）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり90,000個処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 180
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 120
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 10.4 最大 14.4	

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設

設置年月日	昭和60年 2月20日		
処理施設の種類	生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	カネカ式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 19.8メートル 横 30メートル 高さ 6.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり350立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥法+凝集沈殿+砂ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 600	通常 10以下 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	通常 5以下 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 100	通常 5以下 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 4以下 最大 6
	通常	170 最大 190	170 最大 190

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10以下 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5以下 最大 5

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5以下 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4以下 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 170 最大 190

(備考) この他に雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2800番6地先から 同町大瀬東2078番2地先まで	旧	メートル 11.5~29.0	キロメートル 0.451	
			新	11.5~29.5	0.465	
"	"	喜多郡内子町大瀬東1802番4から 同町大瀬東3720番地先まで	旧	13.0~31.5	0.188	
			新	12.0~33.0	0.199	

○愛媛県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4132番3から 同町上川4140番4まで	平成22年 2月 9日

○愛媛県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7474番2から 同町大瀬南7449番6まで	平成22年 2月 9日

○愛媛県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2723番1地先から 同町舟戸2670番1まで	旧	メートル 4.4～11.5	キロメートル 0.086	
		西予市野村町舟戸2723番1地先から 同町舟戸2710番地先まで	新	3.5～9.4	0.086	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 2月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・利用支援業務 一式
農業土木システム運用管理・利用支援業務 一式
土木システム運用管理・利用支援業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

(7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制

が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成22年3月24日（水）から平成22年3月25日（木）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中。（午前9時から午後5時までをいう。）

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成22年3月26日（金）午後2時

愛媛県庁本館1階 企画情報部管理局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(7) 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(4) 確認申請書の受領期間

平成22年 2月 9日（火）から平成22年 3月17日（水）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中（電子入札システムのメンテナンス日である平成22年 2月12日（金）を除く、平日の午前 9時から午後 5時までをいう。）

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered : Operation management・Use support service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set

Operation management・Use support service for Agricultural Engineering System , 1 set

Operation management・Use support service for Public Works System , 1 set

(2) Time limit of tender : 5 : 00 p . m . , 25 March 2010

(3) For further information ,please contact : Network Management Section ,Information Policy Division ,Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

監 査 公 表

○公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 2月 9日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 明 比 昭 治
同 河 野 忠 康
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 技 術 研 究 所	平成21年 5月11日、平成21年 5月12日、平成21年 5月13日

(監査の結果)

- 1 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（55,781円分）が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例（15,750円分）が認められた。
- 2 ホームページにおいて、使用料及び手数料について誤った金額などが掲載されていたので、適確な広報に努められたい。

- 3 低真空走査型電子顕微鏡保守点検業務委託契約について、業務実施状況によって委託料の変動が想定される契約内容であるところ、業務量が契約内容に比べて減少していたにもかかわらず契約書に精算条項を規定していなかったため、実質的に委託料が過大となっていた。

(措置の内容)

- 1 会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理については、平成21年12月 1日付け21会第213号「不適正経理の改善・再発防止策の実施について（通知）」のとおり、物品調達・検査体制の強化により所属長による検査実施者の指名及びすべての物品の納品について納品書添付の義務付けを行った。また、職員の意識改革及び資質の向上のため、平成22年 1月 8日に職員研修を実施し、今後不適正な経理処理が起こらないよう改善を行った。
- 2 ホームページにおいて、使用料及び手数料について誤った金額などが記載されていたことについては、平成20年 4月 1日改正以前のまま更新されていなかったため、平成21年 7月15日に最新の情報に更新した。
- 3 平成21年度の保守点検業務委託契約は、予定価格の算定において、前年度実績から点検回数や 1回当たりの点検料の積算方法を実態に合うように見直して契約済みである。

正 誤

○正 誤

平成20年 4月 4日付け第1952号愛媛県告示第570号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
434	表中 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称欄	北宇和郡鬼北町大字近永1418番 1	北宇和郡鬼北町大字近永1418番 1の一部